

参考資料集

目次

参考資料集について	1
1 千葉県営水道の沿革、主な施設	3
2 今後の財政収支見通しの考え方について	4
(1) 収入・支出の見込み方	4
(2) 資金の確保の考え方	6
(3) 企業債の発行について	7
(4) 一般会計から県営水道への繰出金	7
3 今後の施設整備の進め方について	8
(1) 管路や施設の更新の進め方について	8
(2) 管路や施設の耐震化の進め方について	9
ア 管路	9
イ 施設	9
4 財政収支見通し	12
(1) 料金改定を行わない場合の財政収支見通し	12
(2) 料金改定後（改定率18.6パーセント）の財政収支見通し	13
5 これまで30年間料金改定が行われなかった背景	14
6 料金体系について	16
(1) 水道料金の算定方法と現在の料金体系	16
ア 料金体系の算定方法について	16
イ 現在の料金体系について	17
(2) 現在の料金収入の構造（令和6年度決算見込）	18
(3) 料金体系の見直しについて	19
ア 料金体系の見直しの方針	19
イ 固定費の配分方法（基本料金・従量料金への配分）	19

（４）シミュレーション（パターン①②）	21
ア パターン①	21
イ パターン②	22
（５）通増度の緩和について	24
（６）シミュレーション（パターン②－１）	25
（７）シミュレーションまとめ	26
（８）料金体系に係る諸制度について	27
ア 公衆浴場料金	27
イ 生活困窮家庭等への配慮	27
ウ 給水申込納付金・開発負担金	27
付属資料	28
審議会の経過	28
委員名簿	29

参考資料集について

本審議会は、令和7年5月29日、千葉県知事から、「令和8年度から5年間の収支見通しを算定したところ、初年度から収支の赤字や資金残高の不足が見込まれる」、「徹底した経費の節減のほか、一般会計からの繰入など、できる限りの収入確保策を講じても、水道料金の引上げが必要」として、「今後の県営水道の料金水準と料金体系のあり方について」諮問を受けた。

このため、本審議会では、学識経験者を構成員とする部会を設置し、料金水準の前提となる「今後の施設整備の進め方」や、これを踏まえて必要となる「料金引上げ幅」、安定的な料金収入の基盤となり、かつ利用者間の負担バランスについても考慮された「料金体系」等について、専門的な見地から議論を重ねるとともに、その結果に基づき、審議会として県に対して答申すべき内容についてとりまとめを行った。

この「参考資料集」は、審議会及び部会において検討の対象となった資料等を改めて編集し、本審議会が県に答申する内容が広く県民にも理解される一助となるよう、答申の参考資料として作成したものである。

《千葉県知事からの諮問書》

水 政 第 1 8 9 号

令和7年5月29日

千葉県水道事業運営審議会 様

千葉県知事 熊谷 俊人

今後の県営水道の料金水準と料金体系のあり方について（諮問）

県営水道では、平成8年4月の改定以降、30年近くに渡り、水道料金の見直しは行っておりません。これは、更新対象となる管路や施設が比較的少なく推移していたこと、また長引くデフレの影響などにより、建設事業費等の経費が低く抑えられたことが要因と考えております。

しかしながら、今後は、高度経済成長期以降に集中的に整備した管路や施設が一斉に更新の時期を迎えること、また、近年の物価高騰に伴い様々な経費も増加していることなどから、厳しい財務運営が見込まれます。

こうした状況を踏まえ、令和8年度から5年間の収支見通しを算定したところ、初年度から収支の赤字や資金残高の不足が見込まれることとなりました。

管路や施設の更新・耐震化を着実に実施し、将来にわたり、安全な水を安定して供給し続けていくには、健全な財務基盤の構築が不可欠です。そのためには、徹底した経費の節減のほか、一般会計からの繰入など、できる限りの収入確保策を講じても、水道料金の引上げが必要と考えています。

また、料金体系については、安定的な収入が見込めるよう基本料金の割合を高めつつ、利用者間で改定率に大きな差が生じることをないよう見直していきたいと考えています。

つきましては、「今後の県営水道の料金水準と料金体系のあり方」について諮問いたします。

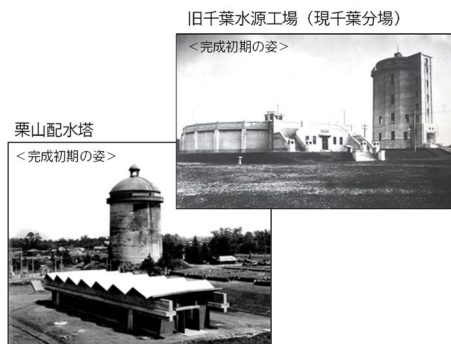
1 千葉県営水道の沿革、主な施設

千葉県営水道事業の沿革

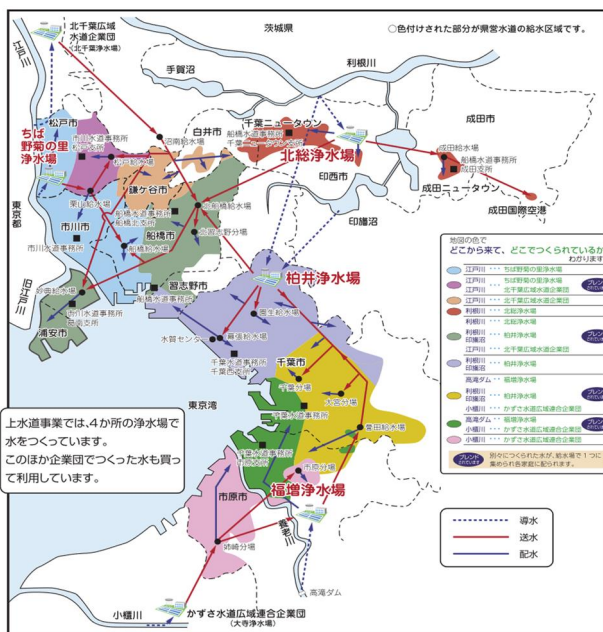
沿革	
昭和9年3月	上水道布設許可 (京葉地区創設事業)
昭和11年6月	千葉水源工場（現千葉分場） 給水開始
昭和15年5月	江戸川水源工場 (後の古々崎浄水場) 給水開始
昭和33年6月	栗山浄水場給水開始 S30代 園生給水場(S37)、姉崎分場(S39)通水開始
昭和43年7月	柏井浄水場一部給水開始 S40代 船橋給水場(S40)、菅田給水場(S46)通水開始
昭和50年6月	北総浄水場給水開始 S50代 北船橋給水場(S50)、沼南給水場(S56)通水開始
昭和55年4月	柏井浄水場東側施設給水開始 (高度浄水処理)
平成5年6月	福増浄水場給水開始 (高度浄水処理)
平成19年10月	ちば野菊の里浄水場給水開始 (高度浄水処理)
令和6年3月	ちば野菊の里浄水場 (第2期施設) 給水開始

- 浄水場、給水場については、
 - ・高度経済成長期における京葉臨海工業地帯の急速な開発や都市化の進展による人口の急増等により、水需要も急激に増加したことから、多くの施設の整備を進めた
- 管路については、
 - ・昭和30年代以降の施設整備に併せて管路の整備も進めた。特に昭和40年代は柏井浄水場の整備や、そこから送水を受ける菅田給水場、北船橋給水場等の整備に伴い、大口径管の布設を行うなど、区域内の幹線管路の整備を進めた
 - ・その後も、施設の整備に伴い管路延長が増加している

【給水人口】
S44年 100万人
【管路総延長】
S45年 2,708km
S53年 200万人



千葉県営水道事業の主な施設



(1) 浄・給水場等

種別	場数	施設名称
取水場	4	矢切、印旛、木下、高滝
浄水場	4	柏井、北総、福増、ちば野菊の里
給水場	10	船橋、園生、幕張、成田、菅田、北船橋、妙典、松戸、沼南、栗山
分場	5	市原、姉崎、千葉、大宮、北習志野

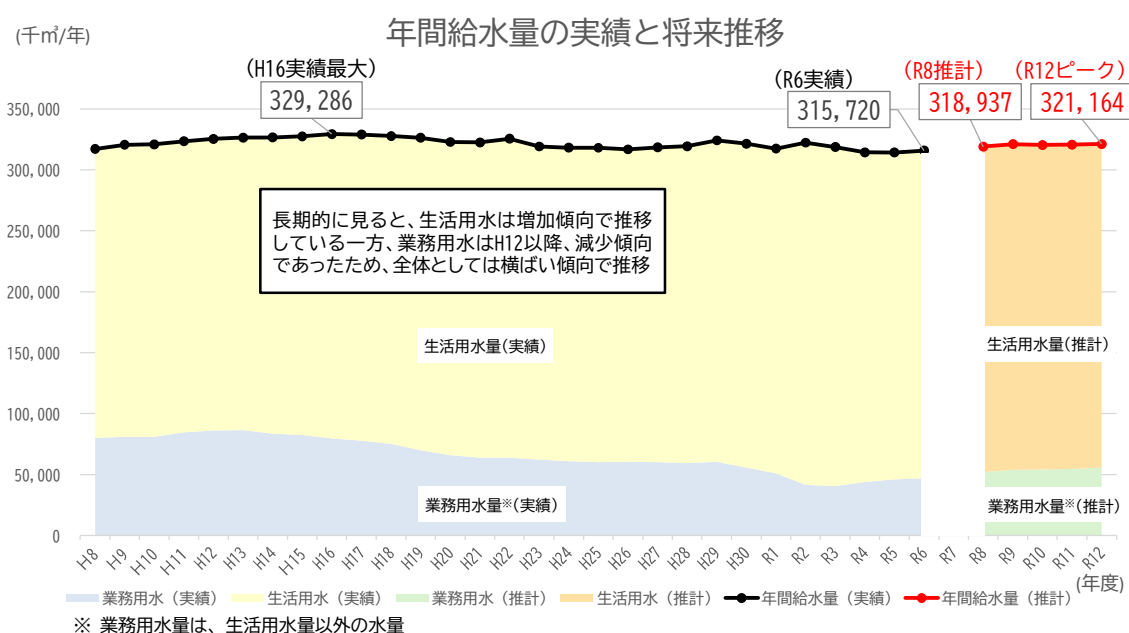
(2) 管路

種別	延長	備考
導水管	72km	取水場で取水した原水を浄水場まで送るための管路。(口径1100mm~2000mm)
送配水管(大口径)	608km	浄水場から給水場まで水道水を送る送水管と、浄水場又は給水場からお客様のところまで水道水を届ける配水管の役割を持つ管路。(口径500mm~2000mm)
配水管(小口径)	8,623km	浄水場又は給水場からお客様のところまで水道水を届けるための管路。(口径500mm未満)
合計	9,303km	管路延長は令和5年度末時点

2 今後の財政収支見通しの考え方について

(1) 収入・支出の見込み方

収入面では、県営水道の収入の大半を占める給水収益については、水需要見通しに基づき、生活用水と業務用水に分けて推計が行われた。水需要（年間給水量）は令和12年度までは微増となるため、給水収益も同様に微増が見込まれている。



支出面では、令和6年度決算見込み等をベースに様々な経済指標を基に設定した物価上昇率等を乗じて各費用が見込まれている。

①水をつくり、供給するために必要な費用

●人件費

近年の給与水準の上昇等に伴う人件費の増加を踏まえ、令和6年度決算見込みをベースに推計

●動力費

浄給水場の運転に要する電気料金であり、給水量に伴って変動するため、令和6年度決算見込みをベースに水需要見通しを使用して推計

●薬品費

臭気除去など浄水のための薬品購入に要する経費であり、主に給水量に伴い変動するが、各年度の原水水質等によっても変動するため、令和6年度を含む過去5年間の実績額の平均をベースに水需要見通しを使用して推計

●修繕費

浄給水場の配水池等は計画的な大規模修繕を、電気・機械設備は定期的な修繕をそれぞれ実施するために必要な経費を見込むとともに、管路は近年の漏水状況を踏まえ、直近の令和6年度決算見込みより増額を見込む

●委託料

浄給水場の運転管理委託は令和6年度を含む過去5年間の実績額の平均により推計
浄給水場や管路の保守点検等は老朽化の進行を踏まえ、直近の令和6年度決算見込みより増額を見込む

②水をきれいにし安全に運ぶために必要な管路や浄給水場の更新・耐震化の費用（建設事業費）

●管路や浄給水場は、高度経済成長期以降に集中的に整備されたものが多く、今後、急速に老朽化が進むことから、更新に係る建設事業費の増加を見込む

●今後も、首都直下地震などが予想されていることを踏まえ、防災対策をより一層進めていくことも加味する

●なお、事業費の算出にあたっては、管路や浄給水場の老朽度調査に基づく新たな目標使用年数を使用した（従来より施設の使用年数を延長）

③管路や浄給水場の更新・耐震化（建設事業費）の見込額から、減価償却費を見込む

④企業債の支払利息については、県営水道で実際に借り入れている国からの財政融資資金（借入期間：30年・10年）の直近の金利をベースに推計

【物価上昇率等（令和8～12年度）】

・人件費...2.5%（各年度の人件費に乗じる）

※消費者物価指数（生鮮食品を除く総合）（直近(R6)2.4%/年）

・動力費、薬品費、修繕費、委託料...4.2%(各年度の費用に乗じる)

※企業物価指数（過去5年(R2～R6)の平均)

・建設事業費...3.8%（各年度の建設事業費に乗じる）

※建設工事費デフレーター（過去5年(R元～R5)の平均)

・支払利息...30年債：0.36%（各年度の利息に加算する）

10年債：0.26%（ ” ）

※財政融資資金貸付金利（過去5年間(R2末～R6末)の利息の上昇幅の平均)

(2) 資金の確保の考え方

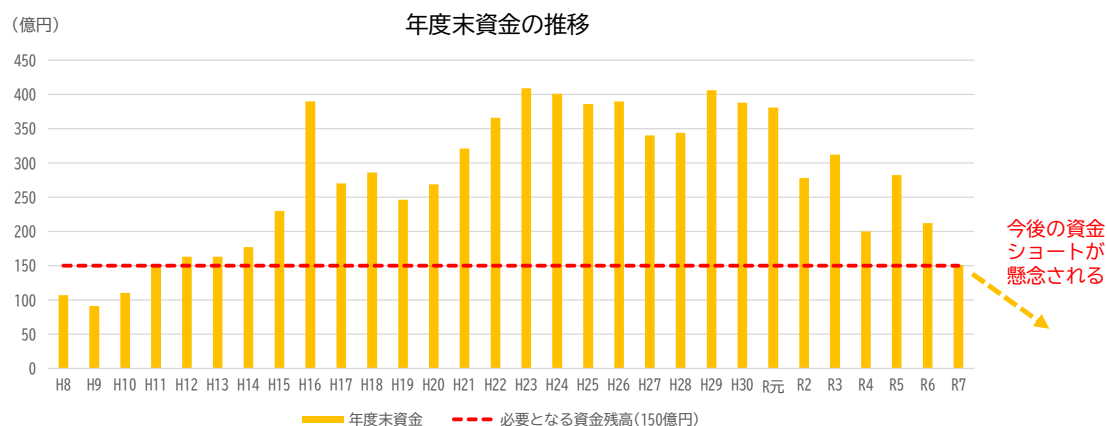
県営水道の運営にあたっては、建設事業費、企業債の償還、人件費や維持管理費などの様々な経費の支払いが生じるため、一定の保有資金を用意しておく必要があり、資金不足を避けるために必要な各年度末の資金残高を150億円としている。

資金残高150億円の内訳

○150億円の考え方としては、100億円は、会計年度中における建設事業費の支払いや企業債の償還などが集中する時期に、資金ショートしないよう確保するもの。50億円は、想定外の災害対応など（「企業局水道事業震災対策基本計画」で想定している地震の中で、被害が最も大きくなる首都直下地震（東京湾北部地震）による年間被害額として、発災年度に必要な緊急修繕や応急給水の額として試算されたもの）に備えた資金である。

東日本大震災以降は大規模な自然災害に備えるため、液状化による被害が想定される湾岸埋立地域の管路の耐震化を前倒ししてきたが、財源としては、それまで蓄積していた資金を活用しながら実施することで、現行の料金水準を維持してきた。

しかしながら、昨今の物価高騰に伴う様々な経費の増加を受け、資金の減少スピードが速まっている。



（３）企業債の発行について

今後、必要な資金を確保するには、料金の引上げか企業債の増額が必要になるが、企業債の増額に関しては、過度な借入による財務状況の悪化を招かないよう、「企業債残高 対 給水収益比率」を用いて一定の上限を設けている。

また、その比率については、これまでは２７０パーセントを目安としてきたが、今後は、建設事業費の増に伴う資金需要の増加に対応するため、段階的に増やし、令和１２年度までは３００パーセント、令和１７年度までは３５０パーセントを上限としている。

企業債残高 対 給水収益比率

○水道事業体の財務状況を示す指標の一つで、給水収益に対する企業債残高の割合（％）。２７０％は県や政令市が経営する２０事業体の平均、３５０％は給水人口の規模等が類似する神奈川県営水道事業の３３４％を目安としている。

（４）一般会計から県営水道への繰出金

水道事業は独立採算制が原則であるが、例外的に、国が定める基準による一般会計繰出金を受けることができる。これは、事業の赤字補てん的な性格のものではなく、管路の耐震化について、一定の水準以上に整備を進めるなど、通常以上の経営努力を行う部分が算定基礎となっている。

県営水道については、一般会計の財政状況の悪化等に伴い、平成１５年度以降、繰入は行われてこなかった。

今回、料金改定にあたり、引上げによる利用者の負担を少しでも軽減するため、基準で定める上限まで繰入を受けることにより引上げ幅を抑えることとしている。

一般会計からの繰出金

○令和７年度の繰出基準（国）に基づき５年間で３２４億円の繰出金を見込み、これにより料金の引上げ幅を５．１％抑えることができるとしている。

○繰出対象事業としては、

- ・浄給水場の自家発電設備の整備事業（事業費の２分の１が繰出対象）
 - ・水道管路の耐震化事業（通常の耐震化事業に上積みして実施する事業費の４分の１が繰出対象）
- などがある。

○一般会計は、これらの繰出金の財源として出資債を起債でき、その元利償還金の２分の１は国から地方交付税措置される。

3 今後の施設整備の進め方について

施設整備の費用については、令和8年度から5年間で大きく増加が見込まれており、今後の施設整備の進め方（手法、規模、スケジュール）は、料金の引上げ幅の妥当性を判断する上で最も重要である。

（1）管路や施設の更新の進め方について

県営水道では、管路や浄給水場等の施設について、更新時期の目安として目標使用年数を定めて計画的に更新を行っており、この範囲内であれば、災害等の例外を除き、十分に使用可能と考えられるため、目標使用年数を超過しないことを基本に、管路や施設を更新していく。

令和8年度以降の施設整備にかかる事業費を見込むにあたり、以下の区分で詳細な老朽度調査を行い、目標使用年数を見直した。今後も詳細な老朽度調査に基づき定期的に目標使用年数を検討するとともに、より長い期間、管路や施設を安全に使用していくため、これまで以上に予算を確保し修繕や保守点検に力を入れていくとしている。

●老朽度調査の実施区分

区分	
管路施設	既設管の布設替えの際に実施
浄給水場 (土木・建築・鋼構造物等)	建設後30年以上経過している施設について実施
浄給水場 (機械・電気・計装設備)	稼働中の全ての設備について実施

●詳細な老朽度調査に基づく目標使用年数の見直し

<現状>		<新たな目標使用年数(案)>	
対象施設	目標使用年数	対象施設	目標使用年数
管路施設	60～80年	管路施設	60～90年
浄給水場 (土木・建築・鋼構造物等)	60～80年	浄給水場 (土木・建築・鋼構造物等)	100年
浄給水場 (機械・電気・計装設備)	15～30年	浄給水場 (機械・電気・計装設備)	15～30年

※目標使用年数の見直しに際しては、今後も詳細な老朽度調査を定期的の実施していくとともに、より長い期間、施設や管路を使用可能な状態に保つため、これまで以上に予算を確保し修繕や保守点検に力を入れていく

(2) 管路や施設の耐震化の進め方について

ア 管路

更新時に併せて耐震化することを基本とするが、液状化により長期的な断水被害が想定され、日常生活や経済活動に及ぼす影響が大きい湾岸埋立地域に埋設された管路や、災害時において人命にかかわる災害拠点病院・防災拠点の最重要給水施設につながる管路については、目標使用年数に捉われずに優先して耐震化を行っていく。

目標使用年数に捉われずに優先して耐震化を実施する管路
 ○最重要給水施設につながる管路： 令和12年度までに完了予定
 ○湾岸埋立地域の管路： 令和22年度までに完了予定

指標	R5実績	R12見込	R17見込	R17-R5比較
管路耐震化率 $= \frac{\text{耐震適合性のある管の延長※}}{\text{管路総延長}} \times 100$	27.8%	34.1%	38.8%	+11.0%
湾岸埋立地域の管路耐震化率	62.4%	77.4%	87.0%	+24.6%
最重要給水施設への管路耐震化率	54.2%	100%	100%	+45.8%

※国の報告書に基づき、耐震継手管と、耐震継手管ではないが良好な地盤に埋設されている管を合わせた管路の延長

イ 施設

更新時に併せて耐震化することを基本とするが、浄給水場等は、被災すると極めて大きな影響を及ぼす「急所施設」であることから、災害時の水道利用者への影響を考慮し、処理能力の大きい浄水場等は目標使用年数に捉われずに優先して、補強により耐震化する。また、耐震化工事は長期間運転を停止するなどの制約があるため、安定給水に支障がないよう、時期をずらし段階的に進める。

指標	R5実績	R12見込	R17見込	R17-R5比較
浄水施設耐震化率 $= \frac{\text{耐震対策が施されている浄水施設能力}}{\text{全浄水施設能力}} \times 100$	41.9%	78.2%	78.2%	+36.3%

※更新時に合わせて耐震化することを基本とする。R12～R17の間に完了する更新工事がないため、R12とR17の耐震化率は変わらない

指標	R5実績	R12見込	R17見込	R17-R5比較
配水池耐震化率 $= \frac{\text{耐震対策が施されている配水池容量}}{\text{配水池総容量}} \times 100$	56.5%	55.8% ※	66.2%	+9.7%

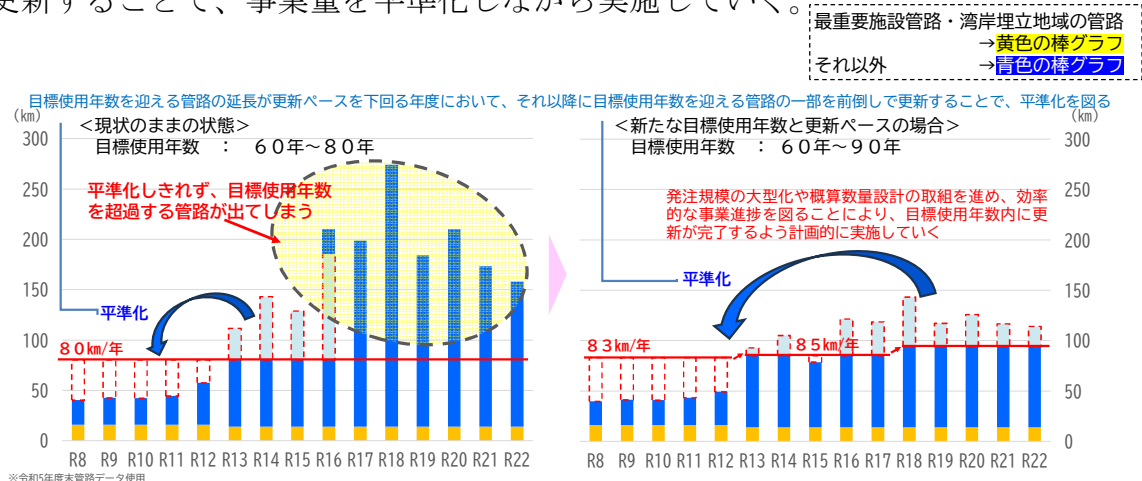
※千葉市都市計画道路事業に伴い、園生給水場の耐震化済みの配水池の一部を撤去する必要があるため、算定上、一時的に耐震化率が低下する

補足 1

口径による管路の更新・耐震化の進め方の違い

【小中口径（口径500mm未満）】

毎年度の更新ペースを設定し、目標使用年数を迎える管路の一部を前倒して更新することで、事業量を平準化しながら実施していく。



【大口径（口径500mm以上）】

大口径管については、小中口径管に比べ、ルートを選定や工法の検討などの工事着手前の業務があるほか、断水が生じないようにバックアップ用の路線を設けることや、1路線の管路延長が長いため、接続・分岐する複数の路線との工事時期の調整が必要になることなどから、順次更新を進めていく。

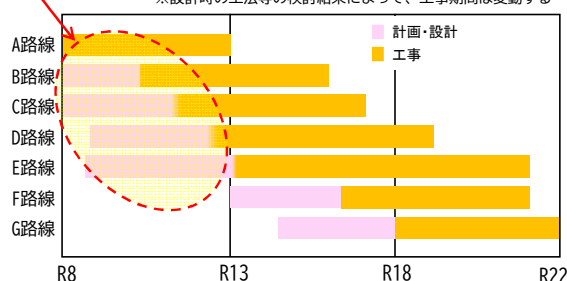
【大口径管の更新・耐震化の目標】

計画更新延長 R8～R12：27km/5年間、R13～R17：61km/5年間
計画着工延長 R8～R12：38km/5年間、R13～R17：55km/5年間

R8～R12の5年間は工事延長27kmであるものの、R13～R17の工事延長61kmにかかわる基本計画等の業務に多数着手している

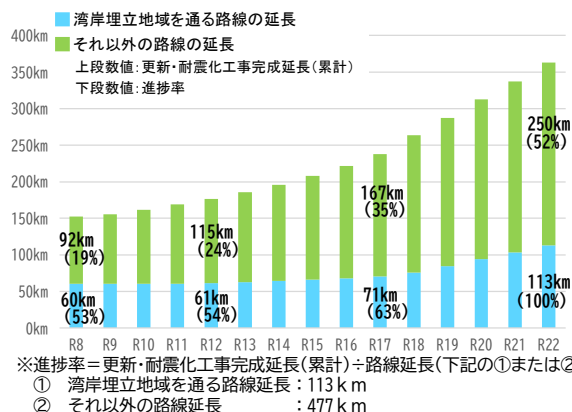
＜大口径管の更新・耐震化に係る工程のイメージ＞

※設計時の工法等の検討結果によって、工事期間は変動する



大口径の工事は令和3年度に本格化したばかりであり、今後、更新ペースを引き上げていくため、新たな発注方式であるデザインビルド（設計と工事の一括発注方式）などの検討を行い、将来的には工期短縮やコスト削減を図っていきたい

＜大口径管の更新・耐震化工事の進捗（見込み）＞



施設整備に係る国の動き等との整合性について

水道施設の更新・耐震化の事業費の増加に関しては、水道料金だけで対応していくのか、何らかの財源措置を設けるのかといったことが日本全体の課題となっており、国でも議論が始まったばかりのところである。

管路や施設の更新・耐震化の推進にあたっては、以下の計画等との整合性を図りながら進めていくとともに積極的に国庫補助金等を確保し、施設整備の促進を図る必要がある。

（国土強靱化実施中期計画）

国では、激甚化・頻発化する気象災害や、大規模地震から、国民の生命・財産・暮らしを守り、国家・社会の重要な機能を維持するため、防災・減災、国土強靱化の取組を切れ目なく推進する必要がある、改正国土強靱化基本法に基づき、国土強靱化基本計画に基づく施策の実施に関する中期的な計画として「国土強靱化実施中期計画」を定めた（令和7年6月策定。令和8年度から12年度までの5年間を計画期間とし、20兆円強程度の事業規模（うちライフラインは概ね10.6兆円）を目途としている）。

（上下水道耐震化計画）

また、令和6年1月の能登半島地震の経験を踏まえ、国土交通省は、全ての水道事業者等及び下水道管理者に対し、浄水場や下水処理場等の急所施設や避難所等の重要施設に接続する上下水道管路について、上下水道一体で耐震化を推進するための計画を令和7年1月末までに策定するよう依頼し、これにより、県営水道でも上下水道耐震化計画を策定している。

（铸铁管更新計画）

さらに、令和7年4月に京都市で発生した、布設から60年を経過した铸铁管の漏水事故と、これによる浸水被害を契機に、6月、国土交通省は、水道事業者等に対し、抜本的な铸铁管の解消に向けて、緊急輸送道路下に埋設されている铸铁管、導水管・送水管・配水本管である铸铁管を対象とする「铸铁管更新計画」を令和8年1月末までに策定するよう依頼している。

県営水道における铸铁管の変遷

○県営水道では、昭和40年頃までに布設された管路には、管体強度が弱く、耐震性が低い「高級铸铁管」と呼ばれる铸铁管が使用されており、順次、更新を進めているところである。なお、現在、県営水道で主に使用されている「ダクタイル铸铁管」は、より管体強度が高く、耐震性に優れており、今般の国の計画策定依頼でも対象外とされている。

4 財政収支見通し

(1) 料金改定を行わない場合の財政収支見通し

給水収益が微増となるものの、建設事業費の増に伴う減価償却費の増加や施設の老朽化の進行による修繕費の増加などから、徹底的な支出の見直しを行っても、令和8年度以降は赤字となる見込み。

また、企業債の積極的な活用を図っても、資金ショートせずに建設事業費などの支払いが行える資金(各年度末：150億円)は確保できない見込み。

財政収支見通し（令和8～12年度） ※料金改定なし

(単位：億円) ※端数処理のため合計が一致しない場合がある

収益的収支	R6	R8	R9	R10	R11	R12	R8～12計
収入	852	847	856	865	875	874	4,317
うち給水収益	652	655	660	661	662	664	3,301
支出	760	823	845	867	901	928	4,365
営業経費等	422	458	473	486	506	522	2,445
うち人件費	65	69	70	72	74	76	361
うち動力費	37	41	43	44	46	48	223
うち修繕費	77	91	96	96	100	105	487
うち薬品費	33	33	35	36	38	39	182
うち委託料	100	114	119	123	128	132	616
減価償却費等	319	343	348	355	364	371	1,780
支払利息	18	23	24	27	31	35	140
純利益（消費税調整後）	48	△16	△32	△53	△82	△108	△292
資本的収支	R6	R8	R9	R10	R11	R12	R8～12計
収入	241	131	226	206	214	219	996
うち企業債	210	89	183	165	177	181	795
うち一般会計繰出金	0	0	0	0	0	0	0
支出	643	603	637	720	783	767	3,510
うち建設事業費	520	473	512	605	656	639	2,886
管路	311	346	365	450	519	514	2,194
施設	17	13	18	27	26	28	113
設備等	192	114	129	128	111	97	579
うち企業債償還金	120	127	123	115	126	127	618
企業債、資金残高	R6	R8	R9	R10	R11	R12	R12末
企業債残高	1,661	1,739	1,799	1,849	1,900	1,954	1,954
企業債残高対給水収益比率	258%	270%	277%	285%	292%	300%	300%
資金残高	212	△69	△179	△378	△664	△977	△977

（２）料金改定後（改定率１８．６パーセント）の財政収支見通し

平均改定率１８．６パーセントの料金改定により、令和１２年度まで赤字を回避し、資金残高１５０億円を維持することができる。

料金引上げの大きな要素が施設整備費の増加であることから、まず「今後の施設整備の進め方」について、その手法、規模、スケジュールを詳細に議論し、妥当と判断した上で、さらに積算方法等を踏まえ施設整備費についても議論し、妥当と判断した。

加えて、財政収支見通しに計上したその他の収入や支出について、収入確保のための手法や規模、支出に関する積算方法等の観点から議論し、「料金引上げ幅１８．６パーセント」について妥当と判断した。

財政収支見通し（令和８～１２年度） ※料金改定率１８．６％

（単位：億円）※端数処理のため合計が一致しない場合がある

収益的収支	R6	R8	R9	R10	R11	R12	R8～12計
収入	852	964	970	977	987	987	4,885
うち給水収益	652	777	783	784	785	787	3,916
支出	760	829	848	868	901	932	4,379
営業経費等	422	464	475	486	506	522	2,453
うち人件費	65	69	70	72	74	76	361
うち動力費	37	41	43	44	46	48	223
うち修繕費	77	91	96	96	100	105	487
うち薬品費	33	33	35	36	38	39	182
うち委託料	100	114	119	123	128	132	616
減価償却費等	319	343	348	355	364	371	1,780
支払利息	18	23	25	27	32	39	146
純利益（消費税調整後）	48	95	79	59	29	0	261

資本的収支	R6	R8	R9	R10	R11	R12	R8～12計
収入	241	239	227	293	389	425	1,573
うち企業債	210	145	139	186	271	307	1,048
うち一般会計繰出金	0	52	44	66	81	81	324
支出	643	603	637	720	783	770	3,513
うち建設事業費	520	473	512	605	656	639	2,886
管路	311	346	365	450	519	514	2,194
施設	17	13	18	27	26	28	113
設備等	192	114	129	128	111	97	579
うち企業債償還金	120	127	123	115	126	130	621

企業債、資金残高	R6	R8	R9	R10	R11	R12	R12末
企業債残高	1,661	1,795	1,811	1,882	2,027	2,204	2,204
企業債残高対給水収益比率	258%	238%	238%	247%	266%	289%	289%
資金残高	212	150	150	150	151	150	150

5 これまで30年間料金改定が行われなかった背景

県営水道では、平成8年度に料金改定（15.9%）を実施して以降、これまでの30年間、料金の引上げをせずに経営が可能であった。

この背景には、

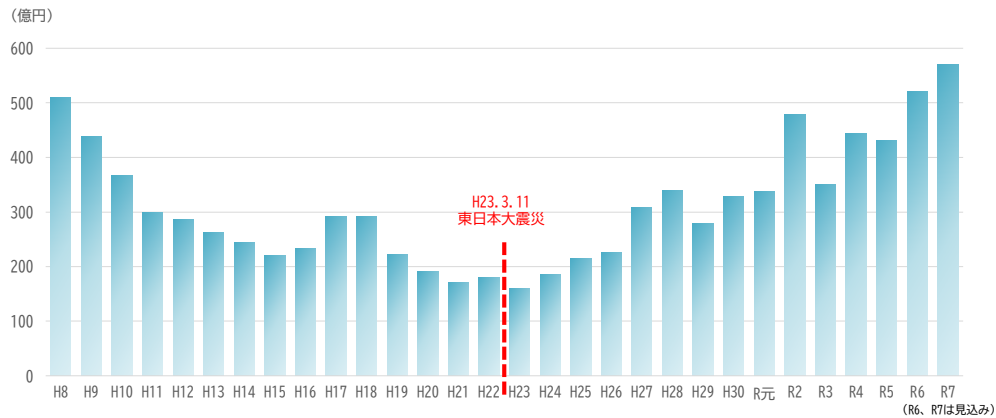
- ・管路については、布設から年数が経過しておらず、更新対象となる管路が少ない期間であったため、平成20年代前半までは建設事業費が低く抑えられたこと
- ・浄給水場については、平成5年度の福増浄水場の完成の後には、施設能力の増強を伴う新たな浄水場の建設がなかったことや、建設済みの浄水場については、多くが昭和40年代以降に建設されたため、この間、更新時期が到来した施設が少なかったことから、建設事業費が低く抑えられたこと
- ・これらにより、減価償却費の伸びも抑えられたこと
- ・さらに、日本全体が長引くデフレでさまざまな経費（動力費や薬品費など）が低く抑えられたことや、人件費については、県庁全体の行財政改革の流れを受け、業務の民間委託などにより職員数が削減されたことで、平成20年代後半にかけて、一層の減少傾向が続いたこと
- ・企業債の支払利息もゼロ金利やマイナス金利が長く続いたことで、近年まで減少傾向が続いたこと

など、経費全体が低く抑えられていたことがあるとされる。

東日本大震災以降は大規模な自然災害に備えるため、液状化による被害が想定される湾岸埋立地域の管路の耐震化を前倒ししてきたが、財源としては、それまで蓄積していた資金を活用しながら実施することで、現行の料金水準を維持してきた。

しかしながら、昨今の物価高騰に伴い様々な経費が増加しており、水道施設の更新・耐震化の費用の増加により財務状況が悪化する時期が、当初の想定より早まることを見込まれたことから、県営水道では、令和8年度から令和12年度までの財政収支見通しの算定を行ったところ、令和8年度から収支の赤字や資金不足が生じるという結果になった。

これまでの建設事業費の推移について

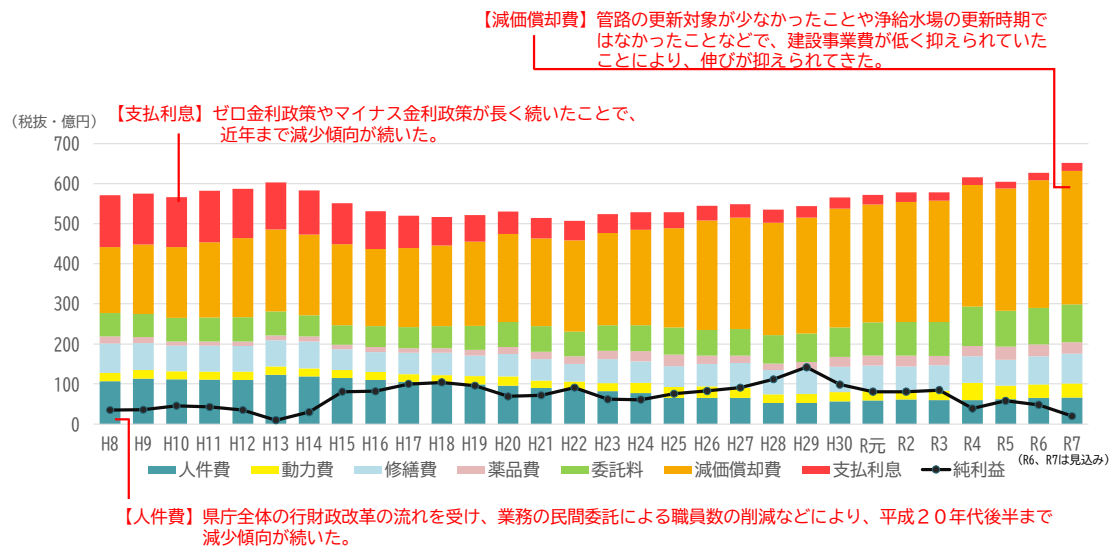


管路：布設から年数が経過しておらず更新対象が少なかった
 浄給水場：施設能力の増強を伴う新たな建設がなかった
 既存施設は更新時期が到来した施設が少なかった

→

平成23年の東日本大震災の発生を契機に、
 管路の更新が大きく増加

これまでの経費（建設事業費以外）と純利益の推移について



6 料金体系について

(1) 水道料金の算定方法と現在の料金体系

ア 料金体系の算定方法について

水道料金は、通常、全国的な算定基準である「水道料金算定要領（令和7年2月改定）」（以下「算定要領」という）に沿って算定される。県営水道の平成8年度料金改定時も「算定要領（昭和54年8月改定）」に沿って算定されている。

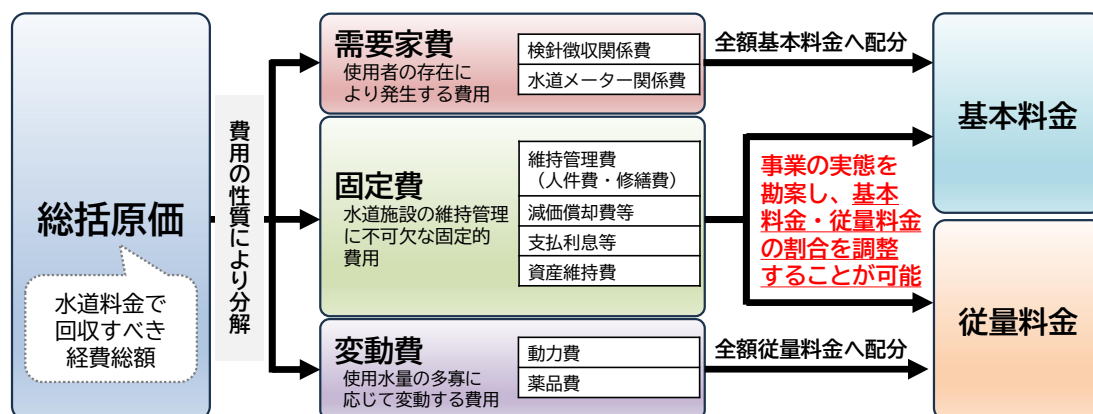
水道料金算定要領

○旧厚生省の依頼に応じ、（公社）日本水道協会が昭和42年7月に策定。

「算定要領（令和7年2月改定）」では、水道料金で回収すべき経費総額（総括原価）を算出した後、費用の性質により「需要家費」「固定費」「変動費」に分解し、それらを基本料金・従量料金に配分して料金を設定することとされている。

このうち、「需要家費」は全額基本料金に、「変動費」は全額従量料金に配分することとされている。また、「固定費」には複数の配分基準が設けられており、事業体は事業の実態を勘案し、基本料金・従量料金の割合を調整することができる。

「算定要領（令和7年2月改定）」で定められた料金算定のイメージ



イ 現在の料金体系について

現在の料金体系は、使用した水量の有無にかかわらず水道メーターの大きさ（口径）に応じ定額で徴収する基本料金と、使用水量に応じて徴収する従量料金からなる二部料金制を採用している。

なお、公衆浴場の入浴料金は、公衆衛生の観点から、物価統制令により、都道府県が上限額を指定するものとされているため、多くの水道事業体で、入浴料金に影響する公衆浴場向け水道料金単価については低廉な水準としており、営営水道では、従量料金単価を最低単価で固定している。

現行の料金体系

基本料金（1か月・税抜）		従量料金（1か月・税抜）		
口 径	単 価		使用水量	単 価
13mm	380円	一 般 用	1～10m ³	57円
20mm	890円		11～20m ³	150円
25mm	1,590円		21～40m ³	244円
40mm	6,350円		41～100m ³	326円
50mm	14,400円		101～500m ³	404円
75mm	33,100円		501m ³ ～	441円
100mm	63,900円	公衆浴場用	1m ³ ～	57円
150mm	177,600円			
200mm	360,000円			
250mm	641,000円			
300mm	1,027,000円			

直近の料金改定は平成8年4月に行われており、このときの平均改定率は15.9%、基本料金の割合は13.9%であった。

基本料金の改定率は、大きい口径(300mmなど)に比べ、小さい口径(13mmなど)ほど低く、従量料金の改定率は、高使用水量区分(501m³～など)に比べ、低使用水量区分(1～10m³など)ほど低く設定され、使用水量の少ない一般家庭への影響が極力少なくなるよう配慮したものであった。

平成8年4月の料金改定状況

基本料金（1か月・税抜）				従量料金（1か月・税抜）			
口 径	改定前 (S63.6.1～)	改定後 (H8.4.1～)	改定額（改定率）	使用水量	改定前 (S63.6.1～)	改定後 (H8.4.1～)	改定額（改定率）
13mm	330円	380円	50円（15.2%）	1～10m ³	50円	57円	7円（14.0%）
20mm	770円	890円	120円（15.6%）	11～20m ³	130円	150円	20円（15.4%）
25mm	1,370円	1,590円	220円（16.1%）	21～40m ³	210円	244円	34円（16.2%）
40mm	5,400円	6,350円	950円（17.6%）	41～100m ³	280円	326円	46円（16.4%）
50mm	12,200円	14,400円	2,200円（18.0%）	101～500m ³	345円	404円	59円（17.1%）
75mm	28,000円	33,100円	5,100円（18.2%）	501m ³ ～	375円	441円	66円（17.6%）
100mm	54,000円	63,900円	9,900円（18.3%）	(公衆浴場) 1m ³ ～	50円	57円	7円（14.0%）
150mm	150,000円	177,600円	27,600円（18.4%）	平均改定率			16.0%
200mm	304,000円	360,000円	56,000円（18.4%）				
250mm	541,000円	641,000円	100,000円（18.5%）				
300mm	866,000円	1,027,000円	161,000円（18.6%）				
平均改定率			15.5%				

（２）現在の料金収入の構造（令和６年度決算見込）

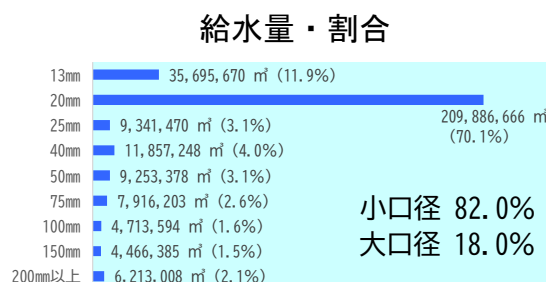
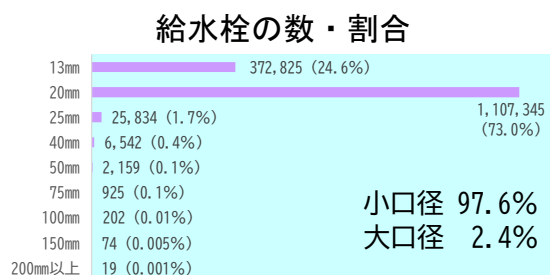
現行の料金体系は、2.4%の大口径（口径25mm以上）利用者が総給水量の18.0%を使用し、総料金の31.8%を負担しており、小口径（口径13mm、20mm）利用者の負担を軽くした料金体系となっている。

【給水栓の数・割合】

合計約152万栓のうち、20mm口径が全体の73.0%、13mmが24.6%、小口径で全体の97.6%を占めている。

【給水量・割合】

合計約3億 m^3 のうち、20mm口径が全体の70.1%、13mmが11.9%、小口径で全体の82.0%を占めている。



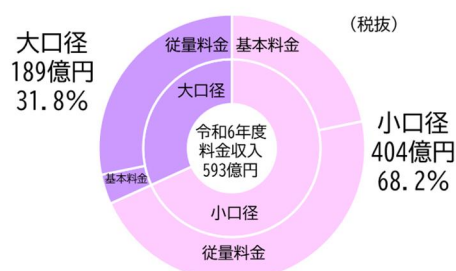
【料金収入・割合(小口径・大口径別)】

合計約593億円のうち、大口径が全体の31.8%を負担している。

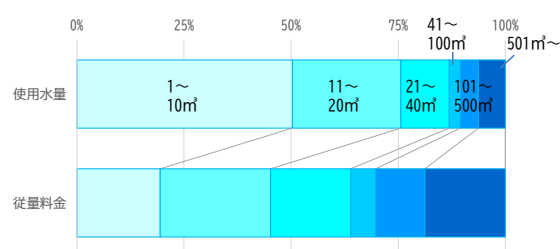
【使用水量と従量料金の関係】

1~10 m^3 の区分の使用水量が全体（3億 m^3 ）の半分にもかかわらず、料金収入は全体の約20%に留まっている。

料金収入・割合(小口径・大口径別)



使用水量と従量料金の関係



(3) 料金体系の見直しについて

ア 料金体系の見直しの方針

県営水道から、今回の料金体系の見直しに係る方針案が示された。

【方針1】 料金は、現行の「算定要領（令和7年2月改定）」に沿って算定する

…水道料金は、通常、全国的な算定基準である「算定要領」に沿って算定される。（平成8年度料金改定時も「算定要領（昭和54年8月改定）」に沿って算定）

【方針2】 料金体系は、二部料金制を維持する

…個別原価主義に基づき、総括原価を基本料金と従量料金に区分し、料金体系を設定する（「算定要領（令和7年2月改定）」で規定）。

【方針3】 基本料金割合を、現行よりも高める

…現在の料金体系は、従量料金への依存度が高く、水需要が減少したとき、料金収入が大きく落ち込む不安定な料金体系。

【方針4】 全ての利用者の料金改定率が同程度となる料金体系とする

…利用者間の負担バランスを考慮し、使用水量の多寡にかかわらず全ての利用者の改定率が平均料金改定率18.6%から大きく乖離しないよう検討する。

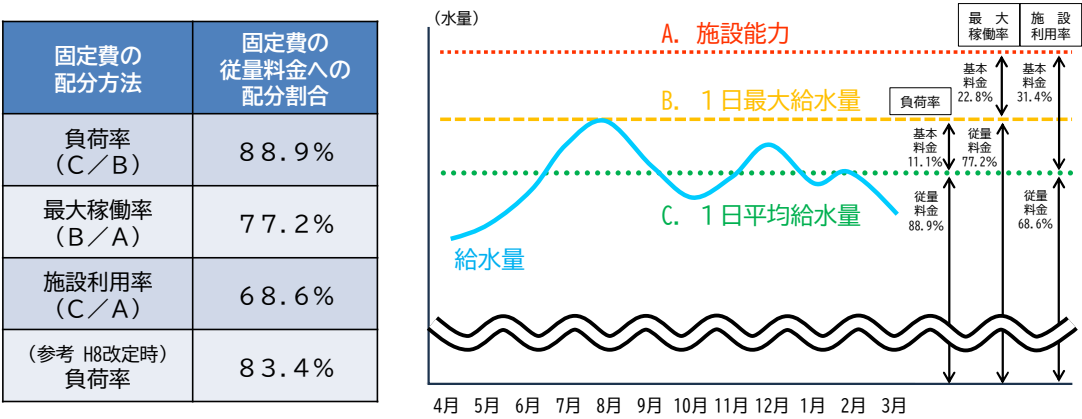
イ 固定費の配分方法（基本料金・従量料金への配分）

「算定要領（令和7年2月改定）」では、固定費の基本料金と従量料金への配分の考え方が示されており、以下の3つの方法が一般的に使用され、各事業の実態等を勘案して適宜選択するものとされている。

- ・ 負 荷 率：1日最大給水量に対する1日平均給水量の割合を従量料金へ配分し残余を基本料金へ配分
- ・ 最大稼働率：施設能力に対する1日最大給水量の割合を従量料金へ配分し、残余を基本料金へ配分
- ・ 施設利用率：施設能力に対する1日平均給水量の割合を従量料金へ配分し、残余を基本料金へ配分

過去5年間（令和2～6年度）の平均値を用いて算出した負荷率、最大稼働率及び施設利用率の値は、以下のとおりである。

負荷率、最大稼働率及び施設利用率の数値並びにそれらのイメージ図



固定費の配分方法に「負荷率」を選択した場合、基本料金割合が、現行の25.4%よりも大きく減少し19.6%となるため、選択は見送っている。

「施設利用率」を選択した場合、基本料金割合は現行の25.4%よりも大幅に上昇する35.2%となるが、主に使用水量が少ない小口径利用者の料金改定率が極端に高くなり、各利用者の改定率のバランスを欠くことになる。

以上のことから、今回の料金改定においては「最大稼働率」を選択している。

固定費の配分方法別基本料金割合

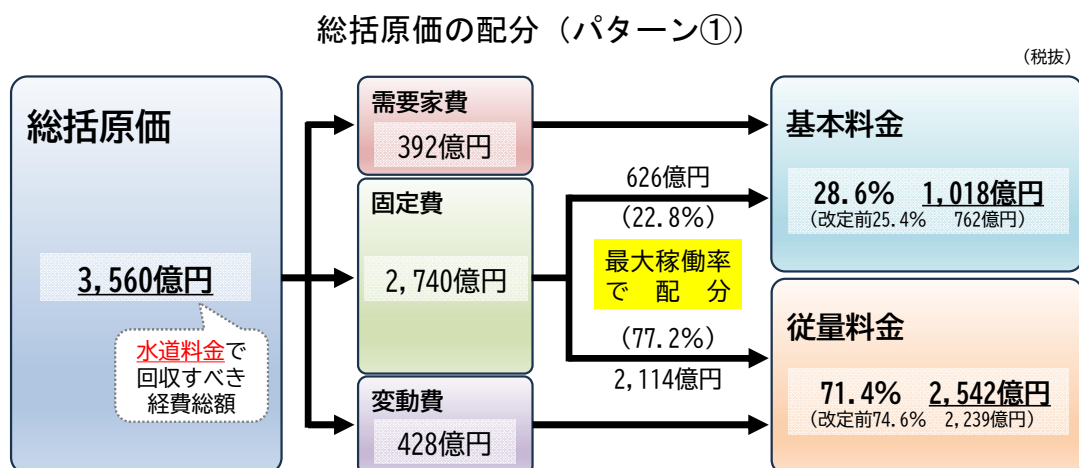
固定費の配分方法	基本料金割合 (現行からの増加率)	基本料金の改定率	従量料金の改定率
現行 (R6決算見込み)	25.4%	-	-
負荷率 (C/B)	19.6% (-5.8ポイント)	-8.4%	+27.8%
最大稼働率 (B/A)	28.6% (+3.2ポイント)	+33.5%	+13.5%
施設利用率 (C/A)	35.2% (+9.8ポイント)	+64.5%	+3.0%
(参考 H8改定時) 負荷率	13.9%	-	-

(4) シミュレーション (パターン①②)

ア パターン①

① 総括原価の配分

固定費を最大稼働率を用いて基本料金と従量料金に配分した結果、基本料金の割合は28.6%となった。



② 単価表

■基本料金単価

「算定要領」に準拠して、理論流量比※を基に水道メーターの口径に応じて総括原価の28.6% (1,018億円) を配分し、基本料金を算定。

(1か月・税抜)

口径	現行	改定案	(改定額、改定率)
小口径	13mm	380円	638円 (+258円、+67.9%)
	20mm	890円	1,187円 (+297円、+33.4%)
大口徑	25mm	1,590円	1,812円 (+222円、+14.0%)
	40mm	6,350円	5,514円 (-836円、-13.2%)
	50mm	14,400円	11,111円 (-3,289円、-22.8%)
	75mm	33,100円	28,254円 (-4,846円、-14.6%)
	100mm	63,900円	57,520円 (-6,380円、-10.0%)
	150mm	177,600円	167,297円 (-10,303円、-5.8%)
	200mm	360,000円	348,196円 (-11,804円、-3.3%)
	250mm	641,000円	613,339円 (-27,661円、-4.3%)
	300mm	1,027,000円	987,039円 (-39,961円、-3.9%)
		平均改定率	33.5%

※理論流量比…時間当たりに流れる水の体積(流量)の口径毎の比率。
13mm : 1、20mm : 3.1、25mm : 5.58、40mm : 19.22……

■従量料金単価

総括原価の71.4% (2,542億円) を、現行の料金表を基に従量料金の平均改定率13.5%となるよう各使用水量区分に配分したいが、単価は1円単位であり各区分の改定率は同一とならない。そのため、「1~10m³」「11~20m³」を13.5%よりも低く設定したうえで、各区分の単価が13.5%に近づくよう円単位で微調整し従量料金を算定。

(1か月・税抜)

使用水量	現行	改定案	(改定率)
1 ～ 1 0㎡	57円	64円	(+12.3%)
1 1 ～ 2 0㎡	150円	170円	(+13.3%)
2 1 ～ 4 0㎡	244円	278円	(+13.9%)
4 1 ～ 1 0 0㎡	326円	372円	(+14.1%)
1 0 1 ～ 5 0 0㎡	404円	461円	(+14.1%)
5 0 1 ㎡～	441円	503円	(+14.1%)
平均改定率			13.5%

③ 試算結果

小口径と大口径の平均改定率の差が大きく、バランスが悪いという結果であった。

試算結果（パターン①）

水道料金回収額（R8～R12）			（税抜）	（1か月・税込）		
	改定前	改定後	平均改定率	モデルケース （使用口径）	現行 【使用水量例】	試算結果 （差額・改定率）
小口径	1,972億円	2,408億円	22.1%	単身（13mm） 	910円 【月8㎡】	1,260円 (+350円、+38.5%)
大口径	1,029億円	1,152億円	11.9%	3人家族（20mm） 	3,250円 【月20㎡】	3,870円 (+620円、+19.1%)
合計	3,001億円	3,560億円	18.6%	飲食店等（25mm） 	6,710円 【月30㎡】	7,620円 (+910円、+13.6%)
				ホテル等（100mm） 	978,180円 【月1,945㎡】	1,098,870円 (+120,690円、+12.3%)

イ パターン②

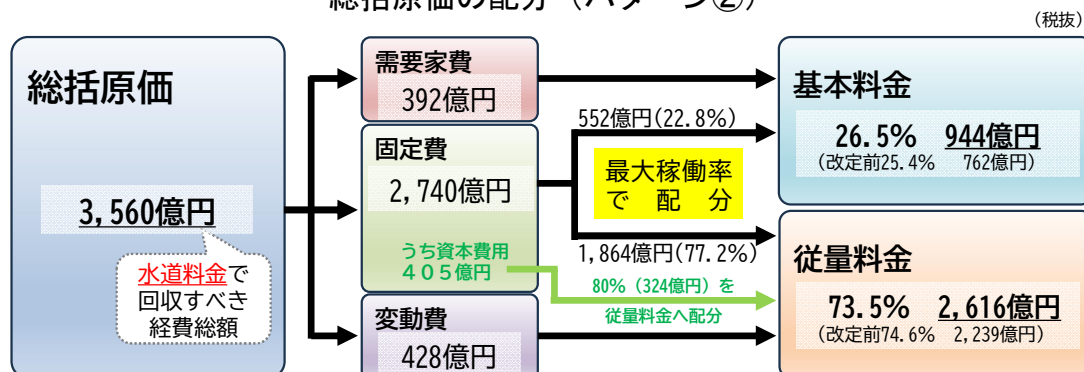
① パターン①の分析・課題解決に向けた検討

基本料金割合を28.6%まで上げると、使用水量が少ない利用者（主に小口径利用者）ほど、水道料金の改定率が相対的に高くなる。そこで、基本料金割合の上昇幅を抑え、利用者間の改定率の差を縮めることを検討した。

「算定要領（令和7年2月改定）」において、基本料金の軽減措置により、基本料金割合を調整することができることとされており、それを活用し、固定費のうち資本費用の80%を従量料金へ配分したうえで、残余を最大稼働率を用いて基本料金と従量料金に配分することで、基本料金割合の上昇幅が抑えられた。

その結果、基本料金の割合は26.5%となった。

総括原価の配分（パターン②）



② 単価表

■基本料金単価

各口径の改定率に極力差が開かないよう、基本料金の増加率23.9%（改定前：762億円→改定後：944億円）を全口径に概ね一律で配分し、基本料金を算定。
（1か月・税抜）

口径	現行	改定案	（改定額、改定率）
小口径	13mm	380円	470円（+90円、+23.7%）
	20mm	890円	1,103円（+213円、+23.9%）
大口径	25mm	1,590円	1,970円（+380円、+23.9%）
	40mm	6,350円	7,866円（+1,516円、+23.9%）
	50mm	14,400円	17,837円（+3,437円、+23.9%）
	75mm	33,100円	41,001円（+7,901円、+23.9%）
	100mm	63,900円	79,153円（+15,253円、+23.9%）
	150mm	177,600円	219,993円（+42,393円、+23.9%）
	200mm	360,000円	445,932円（+85,932円、+23.9%）
	250mm	641,000円	794,007円（+153,007円、+23.9%）
	300mm	1,027,000円	1,272,145円（+245,145円、+23.9%）
		平均改定率	23.9%

■従量料金単価

基本料金を左の表のとおり改定した場合に、従量料金と合わせた水道料金の改定率が各口径とも極力18.6%に近づくよう、低水量区分を低めに、その分高水量区分を高めに設定。
（1か月・税抜）

使用水量	現行	改定案	（改定率）
1～10m³	57円	65円	（+14.0%）
11～20m³	150円	175円	（+16.7%）
21～40m³	244円	285円	（+16.8%）
41～100m³	326円	383円	（+17.5%）
101～500m³	404円	478円	（+18.3%）
501m³～	441円	522円	（+18.4%）
		平均改定率	16.8%

③ 試算結果

基本料金割合が現行より1.1ポイント高まったうえ、小口径と大口径の平均改定率が同程度となったものの、逓増度※が若干上がった。

※逓増度＝最高単価／最低単価（13mm・10m³使用時の水道料金／10）

試算結果（パターン②）

水道料金回収額（R8～R12）（税抜）

	改定前	改定後	平均改定率
小口径	1,972億円	2,339億円	18.6%
大口径	1,029億円	1,221億円	18.6%
合計	3,001億円	3,560億円	18.6%

【基本料金割合】

現状：25.4% → 改定後：26.5%

【逓増度】

現状：4.64 → 改定後：4.66

（1か月・税込）

	モデルケース （使用口径）	現行 【使用水量例】	試算結果 （差額・改定率）
小口径	単身（13mm） 	910円 【月8m³】	1,080円 （+170円、+18.7%）
	3人家族（20mm） 	3,250円 【月20m³】	3,850円 （+600円、+18.5%）
大口径	飲食店等（25mm） 	6,710円 【月30m³】	7,940円 （+1,230円、+18.3%）
	ホテル等（100mm） 	978,180円 【月1,945m³】	1,161,290円 （+183,110円、+18.7%）

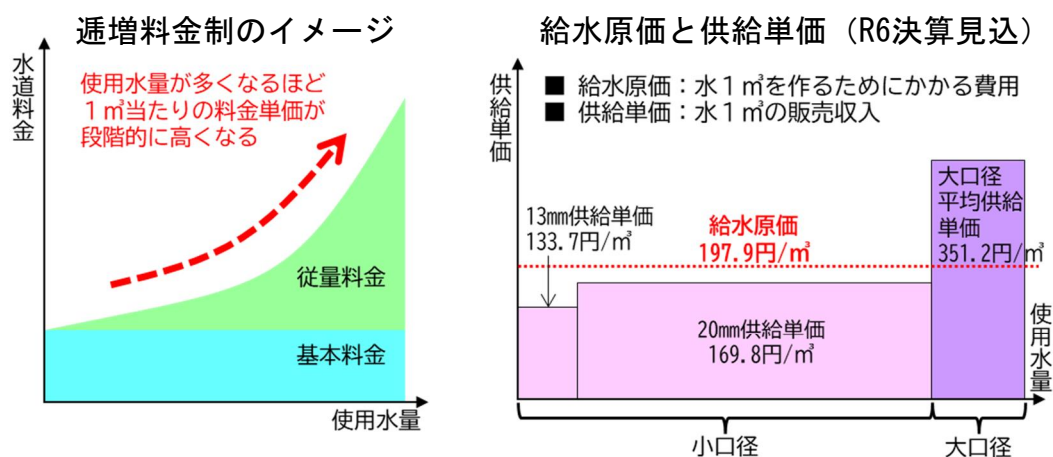
（５）逓増度の緩和について

県営水道の料金体系は、使用水量が多くなるほど1m³当たりの料金単価が段階的に高くなる逓増料金制となっている。

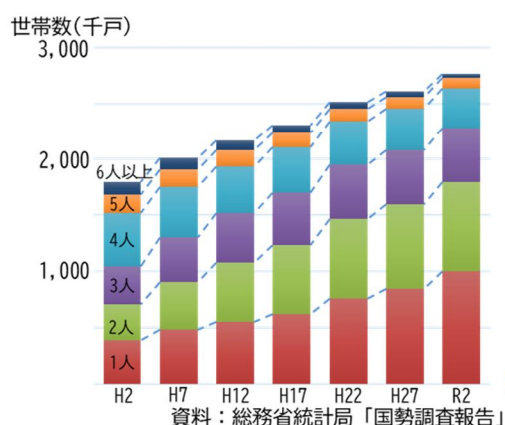
パターン①では、基本料金割合が3.2ポイント（現行25.4%→28.6%）と大きく上昇するものの小口径の改定率が高くなりすぎてしまい、パターン②では、基本料金割合の上昇幅を1.1ポイント（現行25.4%→26.5%）に留めることにより小口径の改定率を下げるものであった。ただしパターン②は、各口径の平均改定率の差を極力小さくするために従量料金の低水量区分を低めに設定したことにより、逓増度が上がっていた。

小口径への配慮のために基本料金割合の上昇幅を1.1ポイントに留めることは妥当であるが、逓増度については、以下の理由により上げるべきではなく、再度シミュレーションを行うよう求めた。

- ・小口径の供給単価が給水原価を下回っていること
- ・単身世帯の増加などに伴い、低使用水量区分（1～10m³）の利用割合の増加が将来的に見込まれること
- ・従量料金は均一料金が原則とされ、逓増料金制はかつて給水量が右肩上がりだった時代に多量使用を抑制する目的で導入されたものであり、人口減少などに伴う水需要の減少が将来的に見込まれる現状と合わなくなっていること



世帯人員別世帯数の推移（千葉県・H2～R2）



(6) シミュレーション (パターン②-1)

① 総括原価の配分

パターン②と同内容。

② 単価表

■基本料金単価

各口径の改定率に極力差が開かないよう、基本料金の増加率23.9% (改定前：762億円→改定後：944億円) を全口径に概ね一律で配分し、基本料金を算定。
(1か月・税抜)

口径	現行	改定案	(改定額、改定率)
小口径	13mm	380円	470円 (+90円、+23.7%)
	20mm	890円	1,103円 (+213円、+23.9%)
大口径	25mm	1,590円	1,970円 (+380円、+23.9%)
	40mm	6,350円	7,866円 (+1,516円、+23.9%)
	50mm	14,400円	17,837円 (+3,437円、+23.9%)
	75mm	33,100円	41,001円 (+7,901円、+23.9%)
	100mm	63,900円	79,153円 (+15,253円、+23.9%)
	150mm	177,600円	219,993円 (+42,393円、+23.9%)
	200mm	360,000円	445,932円 (+85,932円、+23.9%)
	250mm	641,000円	794,007円 (+153,007円、+23.9%)
	300mm	1,027,000円	1,272,145円 (+245,145円、+23.9%)
		平均改定率	23.9%

■従量料金単価

基本料金と従量料金を合わせた水道料金の口径ごとの平均改定率のバランスを欠かない程度 (20%を超えないよう) に、低水量区分を高く、その分、高水量区分を低く設定し、逓増度を緩和した。

使用水量	現行	改定案	(改定率)
1～10m³	57円	67円	(+17.5%)
11～20m³	150円	175円	(+16.7%)
21～40m³	244円	285円	(+16.8%)
41～100m³	326円	380円	(+16.6%)
101～500m³	404円	471円	(+16.6%)
501m³～	441円	514円	(+16.6%)
		平均改定率	16.8%

パターン②との比較
+2円
-3円
-7円
-8円

現行の逓増度 4.64
パターン②の逓増度 4.66
パターン②-1の逓増度 4.51

③ 試算結果

基本料金割合が高まり、全ての利用者の料金改定率が同程度で収まり、逓増度が緩和された。

試算結果 (パターン②-1)

水道料金回収額 (R8～R12) (税抜)

	改定前	改定後	平均改定率
小口径	1,972億円	2,353億円	19.3%
大口径	1,029億円	1,207億円	17.3%
合計	3,001億円	3,560億円	18.6%

【基本料金割合】

現状：25.4% → 改定後：26.5%

【逓増度】

現状：4.64 → 改定後：4.51

(1か月・税込)

	モデルケース (使用口径)	現行 【使用水量例】	パターン② 試算結果 (差額・改定率)	パターン②-1 試算結果 (差額・改定率)
小口径	単身(13mm) 	910円 【月8m³】	1,080円 (+170円、+18.7%)	1,100円 (+190円、+20.9%)
	3人家族(20mm) 	3,250円 【月20m³】	3,850円 (+600円、+18.5%)	3,870円 (+620円、+19.1%)
大口径	飲食店等(25mm) 	6,710円 【月30m³】	7,940円 (+1,230円、+18.3%)	7,960円 (+1,250円、+18.6%)
	ホテル等(100mm) 	978,180円 【月1,945m³】	1,161,290円 (+183,110円、+18.7%)	1,145,320円 (+167,140円、+17.1%)

(7) シミュレーションまとめ

パターン②－１が、基本料金割合を高め、全ての利用者の料金改定率を同程度とし、逓増度を緩和した料金体系案となっている。

■ モデルケース別試算

(1か月・税込)

	モデル ケース (使用口径)	現行 【使用水量例】 基本料金割合 25.4%	パターン① 基本料金割合 28.6%	パターン② 基本料金割合26.5%	パターン②－１
小 口 径	単身(13mm) 	910円 【月8m ³ 】	1,260円 (+350円、+38.5%)	1,080円 (+170円、+18.7%)	1,100円 (+190円、+20.9%)
	3人家族(20mm) 	3,250円 【月20m ³ 】	3,870円 (+620円、+19.1%)	3,850円 (+600円、+18.5%)	3,870円 (+620円、+19.1%)
大 口 径	飲食店(25mm) 	6,710円 【月30m ³ 】	7,620円 (+910円、+13.6%)	7,940円 (+1,230円、+18.3%)	7,960円 (+1,250円、+18.6%)
	ホテル(100mm) 	978,180円 【月1,945m ³ 】	1,098,870円 (+120,690円、+12.3%)	1,161,290円 (+183,110円、+18.7%)	1,145,320円 (+167,140円、+17.1%)

	パターン①	パターン②	パターン②－１
基本料金割合 (現行：25.4%)	28.6%	26.5%	26.5%
小口径 平均改定率	22.1%	18.6%	19.3%
大口径 平均改定率	11.9%	18.6%	17.3%
逓増度 (現行：4.64)	3.94	4.66	4.51
メリット	基本料金割合が現状よりも大きく高まる (3.2ポイント増)	・基本料金割合が現状よりも高まる (1.1ポイント増) ・小口径使用者と大口径使用者の平均改定率が同程度となる	基本料金割合が現状よりも高まる (1.1ポイント増)
デメリット	小口径使用者と大口径使用者の平均改定率の差が大きい	逓増度が若干上がる	パターン①と比較し、基本料金割合の上昇幅が小さい

（８）料金体系に係る諸制度について

ア 公衆浴場料金

『物価統制令の適用を受ける公衆浴場（銭湯）』に限り適用となる従量料金である。公衆浴場の入浴料金は、公衆衛生の観点から、物価統制令により都道府県が上限額を指定するものとされているため、多くの水道事業体で、入浴料金に影響する公衆浴場向け水道料金単価については低廉な水準としており、県営水道では、従量料金単価を最低単価（ 1 m^3 につき57円（税抜））で固定している。

イ 生活困窮家庭等への配慮

生活困窮家庭等への配慮として、生活保護世帯等及び社会福祉施設への水道料金一部免除が行われている。

当該制度は、昭和51年4月1日の料金改定の際、「最小限度の生活用水に対する料金の軽減について配慮すべきである」との水道事業運営審議会の答申を基に、生活保護世帯及び民間福祉施設について、従量料金の減額を政策的配慮により実施することとなり、その後、児童扶養手当受給世帯等を対象とする減免制度を追加し、基本料金と従量料金の一定割合を免除することとしたものである。

ウ 給水申込納付金・開発負担金

給水申込納付金は、新規の給水や口径を大きくする場合に徴収するものである（昭和44年度～）。また、開発負担金は、計画1日最大水量が $5\text{ m}^3/\text{日}$ 以上の建築物の建築又は $1,000\text{ m}^2$ 以上の宅地の造成を行う場合に徴収するものである（昭和51年度～）。

給水申込納付金・開発負担金いずれも、新・現水道利用者間における負担の公平、料金水準の適正化（急激な料金の引上げの抑制）のために徴収しているものであり、給水需要の増加に伴う浄給水場等の拡張事業に係る企業債の償還に充てている。

付属資料

審議会の経過

(審議会)

令和7年度第1回 令和7年5月29日

審議事項

- ・千葉県営水道事業における今後の収支見通しと料金体系について

報告事項

- ・県内水道の概況について
- ・県内水道の統合・広域連携について

令和7年度第2回 令和7年8月8日

審議事項

- ・部会における意見のとりまとめ結果について
- ・第1回審議会における主な質問や意見に対する事務局からの回答

令和7年度第3回 令和7年10月9日

審議事項

- ・答申案について

(部会)

令和7年度第1回部会 令和7年7月2日

議題

- ・施設整備の考え方について

令和7年度第2回部会 令和7年7月10日

議題

- ・料金体系について

令和7年度第3回部会 令和7年7月22日

議題

- ・第1回、第2回の部会において委員から出された「施設整備の考え方」や「料金体系」などについての意見に対する回答
- ・部会（第1回から第3回）における意見のとりまとめ

令和7年度第4回部会 令和7年9月29日

議題

- ・答申案について

委員名簿

令和7年10月9日

氏 名	役 職 等
＜学識経験者＞ 5名	
滝 沢 智	東京都立大学 特任教授
石 田 幸 枝	(公社)全国消費生活相談員協会 参与
宮 崎 正 信	元厚生労働省水道課長
吉 田 恵 美	公認会計士
玉 田 浩 一	元千葉県企業局長
＜県議会議員＞ 7名	
阿 井 伸 也	自由民主党（大網白里市）
関 政 幸	自由民主党（千葉市緑区）※ ¹
伊 藤 寛	自由民主党（習志野市）※ ¹
田 畑 毅	自由民主党（茂原市）※ ¹
山 下 洋 輔	立憲民主党（柏市）
秋 山 陽	立憲民主党（千葉市若葉区）
仲 村 秀 明	公明党（船橋市）※ ¹
＜住民代表＞ 8名	
宮 本 泰 介	習志野市長
松 戸 隆 政	松戸市長※ ²
内 田 悦 嗣	浦安市長
小 泉 一 成	成田市長
荒 井 榮 子	消費者関連研究会-いちはら 会計
後 藤 淳 子	元松戸市消費者の会 会長
相 原 時 子	市川市消費者モニター友の会 会長
岡 田 博 子	成田市消費生活相談員

※1…坂下しげき委員（自由民主党（市川市））、小野崎正喜委員（自由民主党（山武市・山武郡））、田中幸太郎委員（自由民主党（市川市））、鈴木和宏委員（公明党（市原市））の退任により第2回審議会から着任

※2…本郷谷健次委員（松戸市長）の退任により第2回審議会から着任

